

株主総会に関する手続の合理化に関する論点の検討（２）

第 1 株主総会資料の電子提供制度

（前注）第二読会においては、第一読会における議論を踏まえ、仮に、書面交付請求権について、取締役が株主総会の招集の通知を発するまで（基準日を定めた場合には、当該基準日まで）に株主がこれを行わなければならないものとする仕組み（[会社法制（企業統治等関係）部会資料| 2](#) 第 2 の B 案。以下「B 案」という。）を採用したものとした場合における書面交付請求のより具体的な仕組み（後記 1）及び議決権行使書面の取扱い（後記 2）を中心に検討するものとする。なお、仮に、B 案を採用したものとした場合における株主総会資料の電子提供制度に関する規律の概要としては、例えば、[別紙](#)のようなものが考えられる。

1 書面交付請求

振替株式に関する書面交付請求の仕組みについて、どのように考えるか。

【B 1 案】 口座管理機関及び振替機関を経由して株式会社（株主名簿管理人）に対して行う仕組み。例えば、以下のものが考えられる。

- ① 配当金の受取方式の指定に関する仕組み（いわゆる単純取次方式）を参考にした仕組み
- ② 共通番号の照会に関する仕組みを参考にした仕組み

【B 2 案】 口座管理機関のみを経由して株式会社（株主名簿管理人）に対して行う仕組み。例えば、会社法第 126 条第 1 項の規定による通信先指定の請求を参考にした仕組みが考えられる。

【B 3 案】 口座管理機関及び振替機関を経由せずに、株式会社（株主名簿管理人）に対して行う仕組み

（補足説明）

- 1 第一読会においては、書面交付請求の仕組みとして、B 案に賛同する意見が多数を占めたが、株主が書面交付請求をした旨を振替口座簿の記録事項とすることについては、振替制度に関わるシステムを大幅に変更しなければならないといった懸念が指摘された。本文は、第一読会における議論を踏まえ、B 案のうち、振替株式に関して株主が書面交付請求をした旨を振替口座簿の記録事項とする仕組み以外の仕組みについて、どのように考えるかを問うものである。

2 銘柄ごとの行使の可否

第一読会においては、株主が書面交付請求をするかしないかを、必ずしも銘柄ごとに選択することができることまでは要せず、保有する全ての銘柄について選択することができるこ

とのみで足りるという意見があった。共通番号の照会に関する仕組みを参考にした仕組み（B 1 案②）の場合には、株主は、書面交付請求をするかしないかを、銘柄ごとではなく、保有する全ての銘柄についてのみ選択することとなる。

3 本人確認手段

振替制度においては、株主としての届出印制度が廃止されたことに伴い、株主権の行使に関わる本人確認については、口座管理機関を通じて行われることが原則とされている。そのため、口座管理機関及び振替機関を経由せずに、株式会社（株主名簿管理人）に対して行う仕組み（B 3 案）を採用する場合には、書面交付請求をした株主の本人確認をどのようにすべきかが問題となる。

4 その他

口座管理機関の関与を必要とする仕組み（B 1 案及びB 2 案）に対しては、振替機関や株主名簿管理人とは異なり、口座管理機関は株式会社に対して当該コストを負担させることが難しいことを懸念する指摘がある。

2 議決権行使書面の取扱い

会社法第 299 条第 1 項の通知に際して、株主に対し、議決権行使書面を交付する場合には、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報について電子提供措置を採ることを要しないものとするので、どうか。

（注）「電子提供措置」の定義等については、**別紙**を参照。

（補足説明）

- 1 本文は、電子提供措置に関する規律（**別紙** 2②参照）の例外として、会社法第 299 条第 1 項の通知に際して、株主に対し、議決権行使書面を交付する場合には、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報について電子提供措置を採ることを要しないものとするを提案するものである。
- 2 現行法上、株主の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数が議決権行使書面の記載事項とされているため（会社法施行規則第 66 条第 1 項第 5 号）、仮に、現行法上の議決権行使書面の記載事項を全て電子提供措置事項とする場合には、株式会社は、株主の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数を含めた議決権行使書面の記載事項を全ての株主について個別にウェブサイトに掲載しなければならないこととなる。

そこで、本文のとおり、議決権行使書面を交付する場合には、これに関して電子提供措置を採ることを要しないものとするのが考えられる。本文は、例えば、議決権行使書面を交付する場合において、株式会社がパスワードを要求するなど、システム上の工夫をするなどした上で、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報について省略せずに電子提供措置を採ることもできることを前提としている。

なお、その他の電子提供措置事項については、議決権行使書面のような問題が存在しないことや、電子提供制度を利用する株式会社ごとにウェブサイトに掲載される電子提供措置事項が異なり得ることとなると株主にとっての利便性が低下することから、同様の例外は認めないものとするのが相当であると考えられる。

3 本文のような規律とはせずに、株主の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数については電子提供措置事項から省略することができるものとしつつも、株式会社はこれらの事項を省略した議決権行使書面（議決権行使書面のフォーム）については必ずウェブサイトに掲載しなければならないものとする手当ても考えられる（**会社法制（企業統治等関係）部会資料|2** 第1の1（補足説明）3(1)参照）。しかし、このような手当てについては、株主が当該フォームを印刷し、自ら株主の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数を記入した上で株式会社に送付した場合において、当該議決権の行使が真実の株主によるものであるかどうかを株式会社が確認することが難しくなるのではないかという懸念や、株主が誤記をした場合等の処理等において実務上の混乱が生ずる懸念がある。

第2 株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置

1 株主が提案することができる議案の数の制限

(1) 役員（取締役、会計参与及び監査役をいう。）及び会計監査人（以下「役員等」という。）の選任又は解任に関する議案の数の数え方について、どのように考えるか。

【A案】 役員等の選任又は解任に関する議案については、議案要領通知請求権に基づき株主が同一の株主総会に提案することができる議案の数の制限の例外とするものとする。

【B案】 役員等の選任又は解任に関する議案については、選任又は解任される役員等の人数にかかわらず、一の議案と数えるものとする。

(2) 定款変更議案の数の数え方については、内容において関連する事項ごとに区分して数えるものとするもので、どうか。

（補足説明）

1 本文は、第一読会における議論等を踏まえ、株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置として、取締役会設置会社において、議案要領通知請求権（会社法第305条第1項）に基づき株主が同一の株主総会に提案することができる議案の数を一定数に制限することを前提に、役員等の選任又は解任に関する議案及び定款変更議案の数の数え方について、どのように考えるかを問うものである。

なお、本文は、株主が提案することができる議案の数の制限を超えた数の議案を提出した場合には、会社法第305条第1項の請求に対する拒絶事由を構成することを前提としている。すなわち、仮に、提案することができる議案の数を[10]とする場合において、株主が議案要領通知請求権に基づき[10]を超える議案を提案したときは、会社は、[10]の議案についてその内容の適法性を検討し、その中で適法な議案のみを採用すれば足り、それ以外の議案については拒絶することができることとなる。株主から会社に対して大量の議案が提案された場合において、全ての議案の内容の適法性を検討する必要があるとすると、会社が検討に費やす時間やコストが増加し、提案することができる議案の数を制限する意義が半減する可能性があるため、株主が[10]を超える議案を提案した場合においては、会社は、[1

0]の議案についてのみ適法性を検討すれば足りると解するものである。[10]の議案の選択方法としては、当該株主に特定させる（当該株主が特定しない場合又は株主による特定が不明確である場合には、会社が任意に決定する）方法が考えられる。

また、第二読会においては、提案することができる議案の数の数え方を中心に検討することとし、本部会資料においては、提案することができる議案の数については、仮のものとして[10]としている。

2 本文(1)は、役員等の選任又は解任に関する議案の数の数え方について、どのように考えるかを問うものである。

(1) A案

A案は、役員等の選任又は解任に関する議案については、議案要領通知請求権に基づき株主が同一の株主総会に提案することができる議案の数の制限の例外とするものとするを提案するものである。

役員等の選任又は解任に関する議案は、一候補一議案であると解されることから、役員等の員数に応じて株主が提案することができるようにしておくことが合理的であり、議案の数の制限の例外とするものとするのが考えられる。なお、役員等の選任については定款で定める員数を超えることはできず、また、役員等の解任については現任の役員等の員数を超えることはないと考えられるため、役員等の選任又は解任に関する議案については、議案要領通知請求権に基づき株主が同一の株主総会に提案することができる議案の数を制限する必要性は高くないとも考えられる。

(2) B案

B案は、役員等の選任又は解任に関する議案についても、議案要領通知請求権に基づき株主が同一の株主総会に提案することができる議案の数の制限の例外とはせず、選任又は解任される役員等の人数にかかわらず、一議案として数えるものとするを提案するものである。

株主総会における審議の時間等が無駄に割かれ、株主総会の意思決定機関としての機能が害されたり、株式会社における検討や招集通知の印刷等に要するコストが増加したりするといった株主提案権の濫用事例において懸念される弊害は、役員等の選任又は解任に関する議案であっても他の議案と同様に生じ得ることから、役員等の選任又は解任に関する議案についても議案の数の制限の例外とせず、候補者の人数にかかわらず、一議案として数えるものとするとも考えられる。また、役員等の選任又は解任に関する議案をまとめて一議案として数えるものとする場合には、株主は、役員等の員数に応じた提案をすることができる上、役員等の選任又は解任に関する議案以外の株主提案についても最大で[9]の議案まで提案することができることから、株主提案権を過度に制約するものとはいえないとも考えられる。

なお、役員等の選任議案と解任議案は別の議案として扱い、それぞれ一議案として数えるものとするを前提としている。

3 本文(2)は、議案要領通知請求権に基づき株主が同一の株主総会に提案することができる議案の数を制限する場合において、株主が関連性のない多数の条項を追加する定款変更議案を一つの議案として提案したときにおける当該定款変更議案の数え方について、その内容にお

いて関連する事項ごとに区分して数えるものとするを提案するものである。

株主が提案することができる議案の数を制限する趣旨は、株主提案権が濫用的に行使されることにより、前記2(2)の弊害が生ずることを踏まえ、当該弊害を軽減することにある。

定款変更議案の数え方については、現在の株主総会の実務を前提とすれば、関連性のない多数の条項を追加する定款変更議案であっても、株主が当該議案を分けて提案しない限りは、形式的には一つの議案として扱うことが多いものと思われる。しかし、株主が関連性のない多数の条項を追加する定款変更議案を一の議案として提案した場合において、これを一の議案として数えるものとする、前記の弊害が生じ、株主が提案することができる議案の数を制限する趣旨に反する結果となるため、定款変更の内容において関連性のある事項ごとに複数の議案が存在すると捉え、議案の数の制限を及ぼすべきであると考えられる。

「内容において関連性のある事項」であるか否かについては、個別の事情を考慮した上で総合的に判断することとなると考えられる。例えば、監査役設置会社の株主が監査等委員会の設置及び監査役の廃止を内容とする定款変更議案を提案する場合には、監査等委員会設置会社は監査役を置いてはいけないこととされていることから（会社法第327条第4項）、監査役の廃止は当然に予定されているといえ、そのような場合には、監査等委員会の設置と監査役の廃止とは「内容において関連性のある事項」であると考えることができる。また、例えば、剰余金の配当等に関する決定機関を取締役会とする旨が定款に定められている取締役会設置会社の株主が当該定款の定めを削除及び商号変更を内容とする定款変更議案を提案する場合には、当該定款の定めを削除した際に商号を変更することが当然に予定されているとはいえず、両者は性質の異なる事項であるため、当該定款の定めを削除と商号変更とは「内容において関連性のある事項」ではないものと考えることができる。

- 4 本文は、議案要領通知請求権が複数の株主により共同して行使される場合があることを踏まえ、株主が議案要領通知請求権を単独で行使する場合であっても、他の株主と共同して行使する場合であっても、各株主が提案することができる議案の数は合計で[10]を超えることができないことを前提としている。

当該株主が他の株主と共同して[10]の議案を提案した上で、当該他の株主以外の株主と共同して更に議案を提案することができるものとする、複数の株主とそれぞれ共同して提案することで当該株主が大量の議案を提案することができることとなり、提案することができる議案の数を制限する意義が半減するため、当該株主が提案することができる議案の数は、単独で提案する場合であっても、他の株主と共同して提案する場合であっても、合計で[10]を超えることができないものとするのが考えられる。

例えば、株主Aが、他の株主B及びCと共同して議案要領通知請求権を行使し、10の議案を提出した場合には、A、B及びCの各株主がそれぞれ[10]の議案を提案したと捉えることとなり、当該各株主は他の株主Dと共同して議案要領通知請求権を行使しようとする場合であっても、それ以上の議案を提案することができないこととなる。また、例えば、株主A、B及びCが全員で共同して議案要領通知請求権を行使し、6の議案を提出した場合には、A、B及びCの各株主がそれぞれ6の議案を提案したと捉えることとなり、当該各株主は他の株主Dと共同して議案要領通知請求権を行使しようとする場合には、最大で4の議案まで提案することができることとなる。

2 不適切な内容の提案の制限

会社法第304条及び第305条の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しないものとする。どうか。

① 株主が専ら人の名誉を侵害し、又は人を侮辱する目的で会社法第304条の規定による議案の提出及び同法第305条の規定による請求（以下「株主提案」という。）を行ったとき。

② 株主が専ら人を困惑させる目的で株主提案を行ったとき。

[③ 株主が専ら当該株主又は第三者の不正な利益を図る目的で株主提案を行ったとき。]

④ 株主提案により株主総会の適切な運営が妨げられ、株主の共同の利益が著しく害されるおそれがあるとき。

（注）③については、第一読会における議論を踏まえ、今回新たに提案する拒絶事由であるため、[]を付している。

（補足説明）

1 本文は、第一読会における議論を踏まえ、株主が株主提案を行った（議場における議案提案権（会社法第304条）及び議案要領通知請求権（同法第305条）を行使した）場合において、会社が当該株主提案を拒絶することができる事由を再度整理したものであり、本文③は、今回新たに提案する拒絶事由である（本文①及び②については、会社法制（企業統治等関係）部会資料 | 3 | 第2の2（補足説明）2, 3参照）。

2 本文①及び②については、第一読会において、「専ら」という要件は厳格過ぎるため、「主として」などのより緩やかな要件にすることも考えられるとの指摘がされた。しかし、「主として」という要件は不明確であり、どのような場合に要件を充足するかという判断が難しく、また、株主提案権の重要性に鑑みれば、拒絶事由の要件を緩めることについては慎重に考えるべきであることから、本部会資料においては、「専ら」という要件を維持している。

3 本文①については、第一読会において、株主により摘示された事実が真実である場合であっても、株主提案が本文①の拒絶事由に該当するときに、会社は当該株主提案を拒絶することができるかどうか検討すべきであるとの指摘がされた。これについては、仮に、株主により摘示された事実が真実である場合であっても、本文①の拒絶事由に該当するような株主提案を認めることは、株主総会の活性化を図ることを目的とする株主提案権の制度の趣旨に反するものと考えられるため、本文①の拒絶事由に該当する場合には、仮に、株主により摘示された事実が真実である場合であっても、会社は当該株主提案を拒絶することができるものとするのが考えられる。

4 本文③は、第一読会において、株主提案が権利の濫用に該当し得る場合をより広く規定すべきであるとの指摘がされたことを受け、株主が専ら当該株主又は第三者の不正な利益を図る目的で株主提案を行った場合には、会社は、当該株主提案を拒絶することができるものとするを提案するものである。

株主が専ら当該株主又は第三者の不正な利益を図る目的で株主提案を行った場合には、正

当な権利行使ということができず、株主総会の活性化を図ることを目的とする株主提案権の制度の趣旨に反するのみならず、株主提案権の濫用事例において懸念される前記第2の1（補足説明）2（2）の弊害を生じさせるおそれがあるため、このような態様の株主提案を制限することが考えられる。

- 5 本文④は、株主提案により株主総会の適切な運営が妨げられ、株主の共同の利益が著しく害されるおそれがある場合には、会社は、当該株主提案を拒絶することができるものとすることを提案するものである。

第一読会において、株主が株主総会の適切な運営を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で株主提案を行った場合には、当該株主提案を行うことができないものとし、又は株主提案により株主総会の適切な運営が妨げられ、株主の共同の利益が著しく害されるおそれがある場合には、当該株主提案を行うことができないものとするもののいずれかを択一的に提案した（会社法制（企業統治等関係）部会資料|3 第2の2（補足説明）4参照）。第一読会における議論を踏まえ、本文④を株主提案により株主総会の適切な運営が妨げられ、株主の共同の利益が著しく害されるおそれがあるときという客観的な要件とすることを提案するものである。

別紙

B案を採るものとした場合の規律の一例

1 定款の定め

株式会社は、株主総会参考書類、議決権行使書面、会社法第437条の計算書類及び事業報告並びに同法第444条第6項の連結計算書類（以下「株主総会参考書類等」という。）の交付又は提供に代えて、株主総会参考書類等に記載し、又は記録すべき事項に係る情報を電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置であって、法務省令で定めるもの（以下「電子提供措置」という。）を採る旨を定款で定めることができる。

（注）法務省令で定めるものとしては、電子公告に準じて、会社法施行規則第222条第1項第1号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とすることが考えられる。

2 電子提供措置

1による定款の定めがある場合には、取締役は、株主総会の招集の通知を発した時から株主総会の日以後3か月を経過する日までの間（以下「電子提供措置期間」という。）、次に掲げる事項（以下「電子提供措置事項」という。）に係る情報について継続して電子提供措置を採らなければならない。

- ① 会社法第298条第1項各号に掲げる事項
- ② 会社法第301条第1項に規定する場合には、株主総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項
- ③ 会社法第302条第1項に規定する場合には、株主総会参考書類に記載すべき事項
- ④ 会社法第305条の規定による請求があつた場合には、同条第1項の議案の要領
- ⑤ 株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役が定時株主総会の招集の通知を発するときは、会社法第437条の計算書類及び事業報告に記載され、又は記録された事項
- ⑥ 株式会社が会計監査人設置会社（取締役会設置会社に限る。）である場合において、取締役が定時株主総会の招集の通知を発するときは、会社法第444条第6項の連結計算書類に記載され、又は記録された事項
- ⑦ ①から⑥までの事項について修正をすべき事情が生じた場合には、その旨及び修正後の事項

3 株主総会の招集の通知

(i) 発送時期

1による定款の定めがある場合には、取締役は、会社法第299条第1項の

規定にかかわらず、株主総会の日[3週間前/4週間前]までに、株主に対して株主総会の招集の通知を発しなければならない。

(2) 記載事項

1による定款の定めがある場合には、会社法第299条第4項の規定にかかわらず、書面による株主総会の招集の通知には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ① 株主総会の日時及び場所
- ② 株主総会の目的である事項があるときは、当該事項
- ③ 電子提供措置事項に係る情報を掲載するウェブサイトのアドレス
- ④ その他法務省令で定める事項

(注) 法務省令で定めるものとしては、例えば、次のものが考えられる。

- イ 会社法第298条第1項第3号に掲げる事項を定めたときは、その旨及び書面による議決権の行使の期限
- ロ 会社法第298条第1項第4号に掲げる事項を定めたときは、その旨及び電磁的方法による議決権の行使の期限
- ハ 株主総会の招集の決定において次に掲げる事項を定めたとき（定款に当該事項についての定めがあるときを除く。）は、その決定の内容
 - (イ) 代理人による議決権の行使に関する事項
 - (ロ) 会社法第313条第2項の規定による通知の方法

4 株主総会参考書類等の交付又は提供等

(1) 会社法第301条第1項の特則等

イ 1による定款の定めがある場合には、会社法第301条第1項、第302条第1項、第437条及び第444条第6項の規定にかかわらず、取締役は、株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、株主総会参考書類等を交付し、又は提供することを要しない。

ロ 1による定款の定めがある場合における会社法第305条第1項の適用については、同項中「その通知に記載し、又は記録すること」とあるのは、「電子提供措置事項に含めること」とする。

(2) 書面交付請求

1による定款の定めがある場合には、株主は、株式会社に対し、株主総会の招集の通知に際して電子提供措置事項を記載した書面を交付することを請求することができる。ただし、当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日を定めたときは、当該請求は、基準日までに行わなければならない。

5 電子提供措置の中断

2にかかわらず、電子提供措置期間中電子提供措置の中断（株主が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこと又は

はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下同じ。)が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさない。

- ① 電子提供措置の中断が生ずることにつき株式会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は株式会社に正当な事由があること。
- ② 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の10分の1を超えないこと。
- ③ 株式会社が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容について、電子提供措置事項に含めて電子提供措置を採ったこと。

6 電子提供措置の調査

1による定款の定めに従い、2による電子提供措置を採ろうとする株式会社は、電子提供措置期間中、電子提供措置事項に係る情報が株主が提供を受けることができる状態に置かれているかどうかについて、調査機関に対し、調査を行うことを求めなければならない。